

暴力団被害無料電話・来所相談会



弁護士

警察

暴追センター

弁護士・警察・暴力追放推進センター
の担当者が連携し、アドバイス致します。
ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

開催日

2025年6月6日(金)
午前10時～午後6時

【電話相談】

045-641-1851

(当日限り有効/電話最終受付午後5時30分)

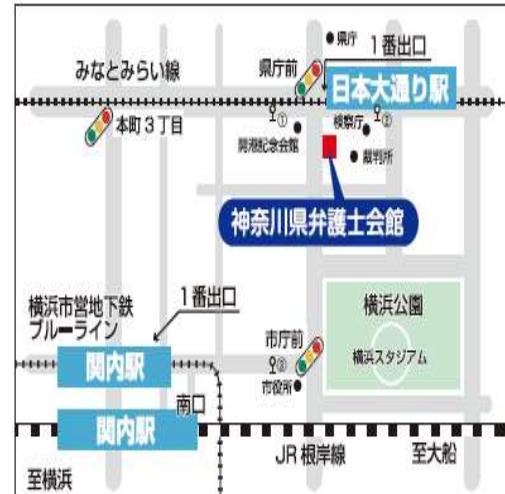
【来所相談】

神奈川県弁護士会館1階へお越しください。

住所：横浜市中区日本大通9番地

最終受付時間：午後5時00分

□神奈川県警察本部暴力団対策課
主催 □公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター¹
□神奈川県弁護士会



【交通のご案内】

- ◆JR 関内駅南口、市営地下鉄関内駅1番出口より徒歩10分
- ◆みなとみらい線日本大通駅1番出口より徒歩1分
- ◆お車でお越しの際は、近隣の有料パーキングをご利用ください。弁護士会に駐車場はありません。

《お問い合わせ先》

神奈川県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター 045-211-7702

反社会的勢力排除の専門家があなたからの相談を待っています！

《Q 暴力団被害とはどのような被害のことですか？》

A 例えば・・・

- ① みかじめ料や用心棒代などの名目で金銭を請求され、対応に困っている。
- ② 暴力団から借金返済名目で現金を要求されたうえ、暴行を受け怪我をした。
- ③ 金銭問題やその他のトラブルの相手方に暴力団や暴力団と思われる人物が介入してくる。
- ④ 近隣に暴力団事務所があって迷惑している。

マンションの一部屋が暴力団事務所として利用されている。

《Q 暴力団なのかどうかわからない場合でも相談できますか？》

A もちろん相談できます。暴力団かどうかわからない場合でも相手方から不当な要求を受けているなどありましたら、お気軽にご相談ください。

《Q 『振り込め詐欺』についても相談できますか？》

A もちろん相談できます。『振り込め詐欺』や『オレオレ詐欺』は特殊詐欺と呼ばれており、背後で暴力団が関与していることが多いのです。

《Q 相談員はどのような人ですか？》

A 日頃から暴力団対策活動に携わっている警察官、暴力追放相談員、弁護士が相談に乗ります。

《Q 相談内容が外部に漏れることはないのですか？》

A 漏れることはございませんのでご安心ください。

今回の「暴力団被害無料電話・来所相談会」はご都合がつかない方でも、暴力団等からの被害にお困りの方は、下記連絡先にご相談ください。

■ 神奈川県警察本部暴力団対策課

(ナ ク ナ レ 要 求)

0120-797049

0120-110-675

■ 公益財団法人 神奈川県暴力追放推進センター

(ヤ ク ザ ゼロ)

045-201-8930

045-663-8930

■ 神奈川県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター

(運営：神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会)

045-211-7702